

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、地域資源である「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用し、館山の新たな魅力創出や「館山ブランド」確立等につながるような商品開発を行う事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、当市の魅力やブランド力の強化及び当該事業者の自立的な事業の発展を目指すものである。

(趣旨)

第2条 この要綱は、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の決定を受けた事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助金の交付の決定を受けた者をいう。ただし、複数の法人、団体又は個人の連携によって事業を行う場合には、その全てをいう。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、館山市内に所在する法人若しくは団体又は館山市内に事業所若しくは住所を有する個人とする。ただし、複数の法人、団体又は個人の連携によって事業を行う場合は、代表となる申請者が、館山市内に所在する法人若しくは団体又は館山市内に事業所若しくは住所を有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(補助金交付対象事業)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業は，地域資源である「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用し，本市の新たな魅力の創出や「館山ブランド」確立等につながるような案件で，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新商品の研究開発

(2) 市内で行う体験プログラム又は周遊ツアー等の旅行商品の開発

2 前項に規定する事業は，複数年にわたり継続的に製造，販売又は催行する計画のあるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助事業の実施に要する経費のうち，次に掲げるものとする。

(1) 新商品の研究及び開発をするために直接必要な原材料費

(2) 新商品を製造，販売又は催行するために直接必要な備品及び機械設備購入費

(3) 新商品のパッケージ，ラベル等のデザインの開発及び作成等に係る経費

(4) 新商品の販売促進に係る広告宣伝費

(5) 試作品等の品質検査に必要な費用

(6) 商標登録等に必要な費用

(7) アンケート調査等の調査分析費

(8) 旅行商品の催行に係る企画運営費及びバス等借上料等（企画運営に係る委託料も含む。ただし，旅行客の食事及び宿泊に係る経費を除く。）

(9) その他市長が適当と認める経費

2 交付する補助金の額は，補助対象経費の 10 分の 8 以内とし，1,000 円未満は切り捨てる。ただし，当該補助金の額が 30 万円を超えるときは，30 万円を限度とする。

3 補助事業の実施に伴い，当該補助事業を実施する補助事業者が，当該補助事業の財源として国，県又は市等から補助金を収入するときは，補助対象経費から当該補助金を控除した額を補助対象経費とする。

4 消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外する。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は，館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に市長が必要と認める書類を

添えて，市長に提出しなければならない。

（申請者の責務）

第8条 申請者は，当市の魅力やブランド力を強化し，地域経済の活性化に資するため，次の各号のいずれかへの積極的な登録又は加入に努めるものとする。

- (1) 特定非営利活動法人地域活性化支援センターが運営する「恋人の聖地 WORLD」優待特典店舗
- (2) 一般社団法人館山市観光協会
- (3) 特殊法人館山商工会議所

（交付の決定）

第9条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は，前項の規定による決定をしたときは，館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第10条 補助事業者は，補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは，館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし，補助対象経費の20パーセント以内かつ6万円未満の軽微な変更については，この限りでない。

（変更等の承認の決定）

第11条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において，変更等を承認するときは，変更等の後の補助金額を併せて決定するものとする。ただし，変更等の前の補助金額を上回る変更は認められない。

3 市長は，第1項の規定による決定をしたときは，館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により，変更等の承認を申請した者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は，補助事業が完了した日（補助事業を中止又は廃止した場合においては，その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い日までに，館山

市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、事業を中止若しくは廃止した場合、上記の実績報告書（別記第5号様式）の提出は不要とする。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により、交付の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は前条の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した設備等（以下「設備等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

（補助事業に関する書類の保存）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日（補助事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日）に属する会計年度終了後5年間保存しておかななければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。